

●●● 知っておきたい NFT ●●●

○ NFTってなに？

NFTとはNon-Fungible Tokenの頭文字を取った単語で、日本語に訳すと非代替性トークンとなります。デジタルなコンテンツ(動画、画像、テキストなど)は容易にコピーができるためこれまで価値が付きませんでした。NFT化を行うと証明書が付いた状態となり、それらに唯一無二の価値を付与することができるのです。よく暗号資産(ビットコインなど)と混同されますが、こちらは代替性トークンと呼ばれ、NFTとは正反対のものです。暗号資産は等価交換が可能です。NFTに決まった価格はなくオークションなどで取引されます。2021年に「新語・流行語大賞」にノミネートされるほど認知されたNFTですが、「怪しい」「難しそう」といったイメージを払拭できず、いまだ一般的ではありません。しかし、様々な分野で活用できる可能性は秘めており、注目しておいて損はないでしょう。

○ NFTブームの火付け役 アートNFT

アートNFTとは、NFT化することにより唯一無二の価値を付与したデジタルアート(パソコン等で作られたイラスト等)のことです。一見しただけでは普通のデジタルアートと変わりませんが、アートNFTはNFT化以降の取引履歴が全て閲覧できるようになっており、オリジナルとコピーの見分けがすぐにつきます。そのため、実物のアートと同等の取引が可能です。また、アートNFTが隆盛した理由の一つに「クリエイターにロイヤリティが支払われる」ことがあります。通常、クリエイターは一度作品を売って収入を得ればそれまでですが、アートNFTは履歴を追えるため転売された場合にも一定のロイヤリティ収入を得ることができます。これによりアートNFT作成が加速し、NFTブームを牽引することとなったのです。

○ 課税されるの？

アートNFTを売却した場合には、所得税法上、他の資産と同じように譲渡所得として総合課税されます。所得税の税率は累進課税(5~45%)となります。また、住民税の税率は10%で、合算すると15~55%となります。ただし、最初にNFT化を行う際には雑所得や事業所得となる場合もあつたり、NFTをビジネスに利用する場合にはさらに検討が必要です。詳しくは弊所担当者までお問い合わせください。NFTの税制については、国税庁が2023年1月に「NFTに関する税務上の取扱いについて」というFAQを発表しただけの状態となっており、今後取扱いが変わる可能性があることに注意が必要です。



経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

税研ネットワークは
弊所ホームページに
バックナンバーを
掲載しております。



あとがき

次の世代を担う子供たちを産み大切に育てるのは、私たち大人の大事な役割です。「子供を産み育てることを経済的理由であきらめない社会を実現する」と政府は謳っています。税制面での子育て支援措置、デフレ脱却、震災などの被災地への復興支援等誰もが安心して暮らせる社会の実現に期待したいです。

(川田)

税研ネットワーク

ITMC 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



令和6年能登半島地震での被災地及び被災者の皆様へお見舞い申し上げます。

長野県 白馬岳

中小企業者は電子帳簿保存法で何が変わる? —— 代表社員 櫻木 敦子

昨今、テレビCM等で「2024年1月から電子帳簿保存法(電帳法)が完全義務化!」などと謳っています。電子帳簿保存法に対応するシステムの導入の宣伝を目にすることが増えてきましたが、対応が遅れている中小企業者の不安を過剰にあおるものです。なぜなら帳簿や領収書はこれまで通り書面保存が原則で、「電子帳簿」、「スキャナ保存」は任意で選択することができるからです。今回変更になったのは、「電子取引」について書面で出力して保存することができるという宥恕措置が2023年末で廃止されたという部分です。これについて国税庁は、新たに「システム導入が難しくても大丈夫!」というリーフレットを出しました。データを消さずに保存しつつ、税務調査の際に出力できるようにしておけば、「相当の理由」がある場合にデータの保存だけで足りるというもの。「相当の理由」には「人手不足」、「資金不足」、「システム整備が間に合わない」など幅広く認められる旨がリーフレットに記載されています。

国は課税・徴収事務の効率化・高度化等を目指して税務行政のデジタル化を急速に推進しています。電帳法もその一環です。しかし、現実には情報漏洩のリスク、人員やコスト等の問題で整備ができないなどの理由からデジタル化への対応をしない中小企業者は数多くあります。そのような企業者の実情に配慮し、柔軟な対応が求められます。

デジタル化により税務調査はどのように変わるのでしょうか?国は電帳法、インボイス制度導入、その先には電子インボイスによる税務行政の効率化を見据えています。デジタル庁は、電子インボイスについてフォーマットを統一するため、デジタルインボイス推進協議会(EIPA)と官民一体となり連携し、電子インボイスの普及に努めています。

また、「税務行政の将来像 2023(国税庁)」によると、AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組むこととしています。

税務調査の手続き方法が大幅に変更された国税通則法の改正から今年で10年。これからはデータをどのように扱うかが問われます。今までと同様、書類がデータに置き換わるだけであれば対応は変わりませんが、クラウド上に挙げられたデータや、金融機関のデータが自由に税務調査に活用されることは、納税者の権利を脅かすことになりかねません。いかにデジタル化が進んだとしても納税者の権利は憲法の基本原則及び民主主義の根幹をなすものだからです。

2024年度 税制改正大綱TOPICS

物価高騰に対して賃金上昇が追いついていないことによる国民の負担を緩和するため、物価高騰に対応可能な持続的賃上げが実施できる経済を目指し、実現していく必要があります。そのため、所得税・個人住民税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化等が行われる税制改正となります。また、資本蓄積の推進や生産性向上による供給力の強化を図るため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が新たに創設されます。さらに、地域経済や中小企業等の活性化の観点から、交際費等の損金不算入制度の延長及び見直しが行われ、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等も行われます。



今回は、2024年6月から実施される「所得税・個人住民税の定額減税」の概要について説明していきます。

(1)制度の内容

所得 税	個 人 住 民 税
居住者(合計所得金額が1,805万円以下の者)の2024年分の所得税額から、特別控除の額を控除(その者の所得税額が上限)	納税義務者(合計所得金額が1,805万円以下の者)の2024年度の個人住民税所得割の額から、特別控除の額を控除(その者の個人住民税所得割の額が上限)
【特別控除の額】本人3万円+下記の者の人数合計×3万円 ・合計所得金額が48万円以下の居住者である同一生計配偶者と扶養親族	【特別控除の額】本人1万円+下記の者の人数合計×1万円 ・前年の合計所得金額が48万円以下の居住者である控除対象配偶者と扶養親族

(注1)同一生計配偶者には、合計所得金額が900万円超である居住者の同一生計配偶者を含む。
(注2)扶養親族とは納税者と生計を一にしていること等の要件を満たす者(15歳以下の者も含む)。
(注3)個人住民税において納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、取り扱いが異なる。
詳細は各担当者にお尋ね下さい。

(2)減税の実施方法

①給与所得者	所得 税	個 人 住 民 税 (特 別 徴 収)
2024年6月	← 源泉徴収税額 → 控除	6月分は特別徴収なし
2024年7月	← 源泉徴収税額 →	← 源泉徴収税額 → 控除
2024年8月	← 源泉徴収税額 →	← 源泉徴収税額 → 控除
注意点	・6月に控除しきれなかった額は7月以降に順次控除する。 ・年末調整により調整する場合がある	・特別控除後の税額を2024年7月~2025年5月の11ヶ月で均等に徴収する。

②事業所得者等	所得 税	個 人 住 民 税 (普 通 徴 収)
第1期	← 予定納税額 → 控除	← 普通徴収税額 → 控除
第2期	← 予定納税額 →	← 普通徴収税額 →
第3期		← 普通徴収税額 →
第4期		← 普通徴収税額 →
注意点	・第1期分から控除しきれなかった額は、第2期分から控除する。	・第1期分から控除しきれなかった額は、第2期分以降から順次控除する。

※本誌は「令和6年度税制改正大綱」(2023年12月22日閣議決定)に基づいて作成しており、情報の提供を目的として一般的な取り扱いをまとめたものです。このため、今後当該大綱に沿って作成される法案は本誌とは異なる内容となる場合があります。

司法書士便り

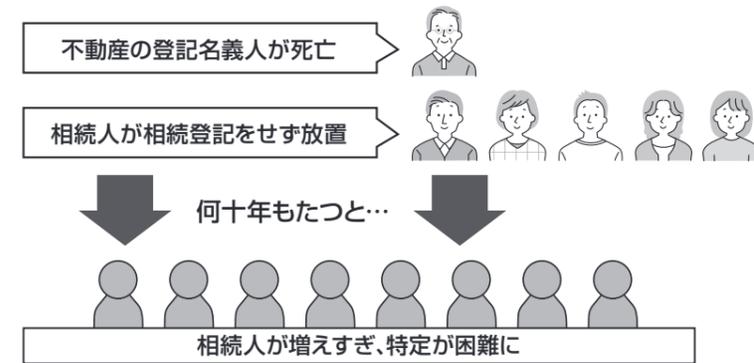
近年の相続関係の登記に関する改正が2023年4月、2024年4月に施行され、その他にも数年内に施行される制度があります。今回は、その中でも重要な相続登記の義務化について概略をご案内させていただきます。例外や細かな要件等がありますので、詳細はJ-PARTNERS司法書士総合事務所 又は 税制経営研究所担当者へ直接お問い合わせください。

【相続登記の義務化】

2024年4月1日から相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

また、2024年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になりますので、これについては、2027年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。

もし、早期の相続登記が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続を法務局ですることによって、義務を果たすこともでき、また正当な理由があれば過料を回避できる場合があります。



【義務の対象範囲】

相続により取得したことを知った不動産(土地・建物)が義務の対象です。遺産分割が成立した場合や、亡くなった方から相続人に対して遺贈をした場合等も対象になります。

また、特定の不動産を相続で取得したことを「知った日」からスタートしますので、取得した不動産を具体的に知るまでは、相続登記の義務はありません。

さらに、不動産を相続で取得した人が対象ですので、遺産分割協議や相続放棄等の結果、不動産を取得しなかった相続人には相続登記の義務はありません。

【相続人申告登記とは】

相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された制度であり、法務局(登記官)に対して、対象となる不動産を特定した上で、(1)所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び(2)自らがその相続人である旨を申し出てください。こととなります。

なお、遺産分割がされた後にこれに基づく登記をする義務を相続人申告登記によって履行することはできないことや、不動産についての権利関係を公示するものではなく、効果が限定的であることに留意が必要です。

【相続人申告登記の効果】

相続人申告登記は、申出をした相続人についてのみ、相続登記の義務を履行したものとみなされます。相続人の全員が義務を履行したとみなされるには、相続人全員がそれぞれ申出をする必要があります。

なお、複数の相続人が連名で(話し合っ)て申出書を作成することで、複数人分の申出をまとめてすることもできます。

◆ J-PARTNERS司法書士総合事務所
覚張 民人(がくはり たみと)
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル5階
TEL. 03-5269-5907



(j-partners.jp)